

## (6) 市営の公共施設の使用料等の減免

障がいのある人が文化活動やスポーツ活動などを行うため、市営の公共施設を利用する場合、使用料等が減免されます。

対象者	1. 入園料・観覧料を必要とする施設（市内・市外居住は問いません。） 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者 2. 使用料を必要とする施設（市外居住者については、減免できるための条件があります。） ① 障がいのある人が営利を目的としない文化活動などを行う場合は、その障がい者個人 ② 障がいのある人又はその保護者などで構成する障害者団体が、営利を目的としない文化活動を行う場合は、その障害者団体 ③ 個人もしくは団体（健常者）が、市内の障がい者の文化・教育・福祉の向上発展のため営利を目的としない文化活動などを行う場合は、その個人もしくは団体
減免割合	1. 入園料・観覧料を必要とする施設は100%減免（ただし、市が主催する事業に限る。） (高崎山自然動物園、大分市美術館など) 2. 貸館業務を主目的としない文化・スポーツ施設は100%減免 (公園グラウンド、市営温水プールなど) 3. 貸館業務を主目的とする施設は50%減免 (J:COM ホルトホール大分、平和市民公園能楽堂、アートプラザなど)
手続きに必要な書類等	1. 入園料・観覧料を必要とする施設を利用する時は、受付で身体障害者手帳、療育手帳などを提示してください。 2. 使用料を必要とする施設を利用する時は、使用料減免申請書に、活動内容が明らかとなる資料（事業計画書など）を添えて各施設に申請してください。

※ 具体的な減免割合や手続方法については、各施設にお問い合わせください。

